

健生食輸発1010第3号
令和7年10月10日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

インドネシア産食品に係る輸入食品の監視指導について

今般、米国食品医薬品局（FDA）が、インドネシア産の冷凍エビ及び香辛料（クローブ）から放射性物質を検出し、米国にて回収を行っているとの情報を入手しました。

つきましては、下記により輸入届出に対し、放射性物質に係る自主検査を実施するよう輸入者に指導することとするので、対応方よろしく申し上げます。

記

1 検査対象

(1) 次の施設から輸入される食品

- ・PT. BAHARI MAKMUR SEJATI (BMS FOOD)
- ・PT. NATURAL JAVA SPICE

(2) (1) 以外のインドネシア産食品のうち、エビを主原料とする食品及び香辛料（クローブ）

2 検査の頻度

(1) 1 (1) については、輸入の都度、自主検査を実施するよう指導すること。

(2) 1 (2) については、本日以降、輸入者に対して定期的な自主検査を実施するよう指導すること。